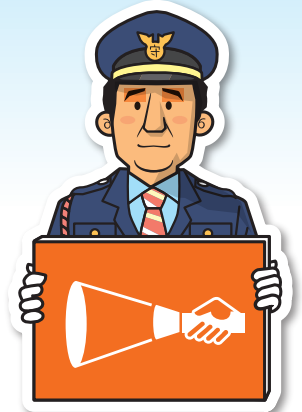


統合賠償責任保険



警備業のみなさまの賠償責任保険



警備業のみなさまを取り巻く賠償リスクがまとめてカバーされます!!

警備業のみなさまを取り巻く賠償事故の例

● 仕事中 他人に対する賠償事故の例



- 工場で常駐している警備員の不注意で、火災の発生に気づかず、工場が全焼してしまった。

損害額 **8,700万円**



- 要人の身辺警備を行っていた警備員の誤認で無関係の人を取り押さえてしまい、ケガをさせてしまった。

損害額 **30万円**



- イベント開催の際に、路上で雑踏警備をしていた警備員の誘導ミスにより、通行人が将棋倒しとなり、ケガ人が出てしまった。

損害額 **850万円**



- 警備会社が設置した警報機械が、設置ミスで正常に作動しなかったことにより、火災発生を感知できず、建物が全焼してしまった。

損害額 **2,600万円**

さらに



事故発生後、今後の対応について弁護士に相談した。

かかった費用 **5万円**

● 仕事中 他人に対する賠償事故の例



- 警備を請け負っているビルのマスターキーを紛失し、すべてのキーシリンダーを交換しなければならなくなった。

損害額 **150万円**

● 事務所などの施設 他人に対する賠償事故の例



- 自社の事務所に設置していた看板が落下し、通行人に大ケガをさせてしまった。

損害額 **950万円**

● その他の賠償事故の例



- 警備対象である現金が警備員の不注意により、盗まれてしまった。

損害額 **1,000万円**



- 警備を行っている美術品を、夜間倉庫に保管するため、移送している際に、落として壊してしまった。

損害額 **800万円**



- 警備員の不注意で医学用のラジオ・アイソトープが盗難により外部に持ち出されたため、第三者が放射能の被害を受けてしまった。

損害額 **250万円**

賠償リスクだけでなく、こんなリスクも…

● 被害事故の例



警備員が因縁をつけられ殴られてケガを負った。治療費の請求に応じないため、弁護士に依頼し、損害賠償を請求した。

かかった費用 **90万円**

補償内容は裏面をご参照ください ➡

ビジサポ で補償される内容

警備業のみならず、施設の管理、業務の遂行による事故によって負担する法律上の損害賠償責任が包括して補償されます。

裏面の補償ごとのイラストと、表面の事故例のイラストは、対応するよう同じものを掲載しています。

1 施設が原因で生じた事故と工作中的行為が原因で生じた事故が補償されます。

基本特約I
施設業務危険補償



警備業務のために所有、使用または管理する施設や警備業務の遂行による事故によって、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を壊したり、または警備対象物の損壊、紛失、盗取もしくは詐欺が生じたことによる損害賠償責任が補償されます。

【保険金をお支払いできない主な場合】

- 警備業法に基づく認定を受けずに、または認定を取り消された以後に遂行した業務による損害賠償責任
- 警備契約書に基づかない警備業務の遂行による損害賠償責任
- 被保険者（補償を受けられる方。以下同様とします。）が所有、使用または管理する航空機、自動車または施設外にある車両・船舶の事故による損害賠償責任*
- 被保険者が製造、販売または提供した警備業務用機械装置の品質上の欠陥による同機械装置自体の損壊、紛失または盗取による損害賠償責任

など

※警備対象物の損壊、紛失、盗取または詐欺による損害賠償責任は補償されます。

▶ 警備業者補償特約



仕事の一環として管理している他人の建物のマスターキーを紛失、盗取または詐欺されたことによりキーシリンダーの交換費用について負担する損害賠償責任が補償されます。

▶ キーシリンダー交換費用特約



警備業者補償特約では、警備対象物である貨幣、紙幣、有価証券、貴金属、骨董品等の貴重品の損壊、紛失、盗取または詐欺による損害賠償責任は補償対象外ですが、この特約により補償されます。

▶ 現金・貴重品補償特約
(警備業者補償特約用)



警備業者補償特約では、警備対象物の運送業務に起因する事故は補償対象外ですが、この特約により、警備対象物の運送業務により他人の身体に障害を与えたり、運送している警備対象物の損壊、紛失、盗取または詐欺が生じたことによる損害賠償責任が補償されます。

▶ 運送業務補償特約
(警備業者補償特約用)



警備業者補償特約では、医学用ラジオ・アイソトープ等や火薬類の危険物の警備による事故は補償対象外ですが、この特約により補償されます。

▶ 危険物補償特約
(警備業者補償特約用)



急激かつ偶然な外来の事故によって記名被保険者の使用人等が被った被害について、「法律上の損害賠償請求を行う場合に負担した弁護士費用」や、「法律相談を行う場合に負担した法律相談費用」が補償されます。

▶ 被害事故弁護士費用等補償特約



2 法律上の損害賠償金のほか、損害賠償に関する争訟について、被保険者が支出した訴訟費用や弁護士報酬等の費用が補償されます。

賠償責任保険普通保険約款



保険金のお支払い対象となる可能性のある事故が発生し、その結果として他人の身体に障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者が負担した事故対応費用*が補償されます。

※事故の対応のために要した初期対応費用、身体障害見舞費用、訴訟対応費用で事故の解決のために有益かつ必要と弊社が認めた費用をいいます。

▶ 事故対応費用補償特約
(基本特約I用)



マークが付いている特約の詳細につきましては、ビジサポパンフレットに記載しています。

このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いできない場合、保険金の支払条件、支払限度額、その他この保険の詳細につきましては、ビジサポパンフレットをご参照いただくか、弊社代理店または弊社へお問い合わせください。

日新火災海上保険株式会社

本店／〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24時間・365日 フリーダイヤル 0120-25-7474
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。